

【沖繩及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出1件であり、成立した。

本委員会付託の請願1種類1件を採択した。

なお、戦後50年の節目の年に当たり北方領土の解決促進に関する決議を行った。

〔法律案の審査〕

沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖繩県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置等を講じ、もって沖繩県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とするものである。本法律案は、第129回国会に提出され、以来、衆議院において継続審査となり、今国会において修正議決の上、本院に送付されたものである。

委員会においては、発議者衆議院議員上原康助君から趣旨説明を、衆議院における修正部分についての説明を衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員長鈴木宗男君からそれぞれ聴取し、討論の後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月17日、山口総務庁長官、河野外務大臣及び小澤沖繩開発庁長官から所信を聴取した。また、同日、委員派遣の報告を聴取した。

同派遣は、第131回国会閉会中の平成6年12月14日から16日まで北海道において、北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査のため実施し、北海道当局、北方関係団体、根室管内1市4町及び根室海上保安部等から概況説明等を聴取し、北海道東方沖地震に係る被害箇所、陸上自衛隊北部方面総監部等を視察した。

3月10日、平成7年度沖繩及び北方問題に関しての施策のうち、沖繩の厚生年金格差是正問題、沖繩の米軍基地問題、沖繩の振興開発、北方四島との交流事業、北方四島海域における漁業問題、北方領土隣接地域の振興等の問題について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖繩開発庁）及び沖繩振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、沖繩の学校教育問題、不発弾処理、沖繩の振興開発、沖繩の水不足、航空運賃割引問題、沖繩の米軍基地問題、北方四島ビザなし交流等について質疑を行った。

4月26日、沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、国会

議員の北方四島ビザなし交流への参加、北方四島周辺水域における漁業の安全操業、ロシアの国内情勢、対露支援、サハリンからの引揚船撃沈事件、在沖米軍基地の整理縮小等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日(金) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月17日(金) (第2回)

○平成7年度沖縄及び北方問題に関する施策について山口総務庁長官、河野外務大臣及び小澤沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年3月10日(金) (第3回)

○平成7年度沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について小澤国務大臣、山口総務庁長官、政府委員、厚生省、農林水産省、外務省、総務庁、水産庁、北海道開発庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成7年3月20日(月) (第4回)

○平成7年度一般会計予算(衆議院送付)

平成7年度特別会計予算(衆議院送付)

平成7年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(総務庁(北方対策本部)、沖縄開発庁)及び沖縄振興開発金融公庫)について山口総務庁長官及び小澤沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、小澤沖縄開発庁長官、山口総務庁長官、政府委員、文化庁、文部省、総務庁、防衛施設庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年4月26日(水) (第5回)

○国会議員の北方四島ビザなし交流参加に関する件、北方四島周辺水域における漁業の安全操業に関する件、ロシアの国内情勢に関する件、対露支援に関する件、サハリンからの引揚船撃沈事件に関する件、在沖米軍基地の整理縮小に関する件等について河野外務大臣、政府委員、総務庁、北海道開発庁及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月17日(水) (第6回)

○沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案(第129

回国会衆第12号) (衆議院提出) について発議者衆議院議員上原康助君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長鈴木宗男君から説明を聴き、討論の後、可決した。

(第129回国会衆第12号)

賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り、二院

反対会派 なし

○平成7年6月7日(水) (第7回)

○北方領土問題の解決促進に関する決議を行った。

○平成7年6月14日(水) (第8回)

○請願第1328号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案

(第129回国会衆第12号)

【要旨】

本法律案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置等を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者等に通知するよう努める。
- 2 国は、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴き、日米地位協定に基づく合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について返還実施計画を定めなければならない。
- 3 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合、その者の請求により、周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、原状回復措置その他政令で定める措置を講ずる。
- 4 国は、米国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、返還の日の翌日から3年間を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき給付金を支給する。給付金の額は、当該土地について国が支払った賃

借料又は土地収用法に規定する補償金に相当する額を基準とし、その支給の限度額は、年間1,000万円、総額3,000万円とする。

- 5 関係市町村の長は、返還が合意された駐留軍用地等を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。沖縄県知事は、返還が合意された駐留軍用地等を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、県総合整備計画を定めることができる。
- 6 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法等による処分について適切な配慮をする。国は、駐留軍用地跡地等の利用促進のために必要な措置を講じ、国有財産の活用について適切な配慮をする。
- 7 この法律は、平成7年6月20日から施行し、平成14年6月19日限り、その効力を失う。

(4) 委員会決議

北方領土問題の解決促進に関する決議

本年は、戦後50年の節目の年に当たる。しかるに、今日なお、我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還が実現せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題の解決を求める国民の総意に思いを致し、「東京宣言」を基盤とした領土返還交渉の促進、日露関係全般の均衡のとれた形での拡大、北方四島交流等の推進による両国民の相互理解の増進等の更なる努力を通じて、両国関係の完全な正常化が実現されなければならない。

政府は、戦後半世紀を経ようとする今日、国民の悲願にこたえ、決意を新たにして、北方領土問題に関する我が国の基本方針に基づき、北方領土問題を解決して、平和条約を締結し、日露間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう、全力を傾注すべきである。

右決議する。

(5) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
129 -12	沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案 題名を「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案」と修正	上原 康助君 外8名 (6. 6.23)		7. 5. 9	7. 5. 9	7. 5.17 可決	7. 5.19 可決	7. 1.20	7. 4.27 修正	7. 5. 9 修正	